

一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会
ネットワーク利用者規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)が設置する地域医療福祉連携ネットワークシステム(以下「ネットワーク」という。)の利用について必要な事項を定めるものである。

(ネットワーク利用者)

第2条 ネットワーク利用者とは、本規程に定めるID、パスワード等の登録を完了したネットワーク参加者、および、ネットワーク参加者が所属する施設をいう。

(利用者の責務)

第3条 利用者が、ネットワークを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)及び個人情報保護法を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、定款に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は、ネットワークを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。
- 4 ネットワーク上の情報の取扱いについては協議会が別に定める利用者マニュアルによるものとする
- 5 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードを当該医療機関職員などを含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 6 利用者はネットワークに接続する端末には、セキュリティを維持するために協議会が提供するウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

第2章 ネットワークの利用

(利用者資格等)

第4条 ネットワークを利用できる者は第2条に定める利用者資格を持つ者のみとする。

- 2 ネットワーク利用を希望する者は、協議会が定める利用者マニュアルに基づき、所定の講習会を受講するか、もしくは事務局よりの説明を受けなければならない。

(ID、パスワード、受講修了書)

第5条 理事長は、前条の規程による受講が終了し、または、事務局よりの説明を受け、適切と認めるときは、すみやかにID、パスワードおよび受講修了証を発行しなければならないものとする。

- 2 前項の規程により受講修了証を交付したときは、ネットワーク内の各システムに当該利用者に係るID番号、パスワード等を登録するものとする。
- 3 ID番号、パスワード等の発行の事務手続きは、協議会事務局において行うものとする。

(利用環境の変更)

第6条 ネットワークの利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を協議会事務局に届け出なければならない。

(ネットワークの利用形態)

第7条 ネットワークの利用者は、協議会の指定するハードウェアVPN機器およびそれに準ずるセキュリティ機能を備えたネットワーク端末を用いアクセスを行い、情報発信・受信（以下「イントラネット」という）を行うものとする。

(利用できる機能)

第8条 ネットワークで利用できる機能は、次のとおりとする。

(1) イントラネットでの利用機能

- 1 データベース
- 2 パソコン通信
- 3 電子メール
- 4 電子掲示板／電子会議
- 5 ライブラリー

(2) VPN内のWebサーバを利用した情報通信

- 1 Webページによる診療情報の発信及び受信
- 2 Webメールを利用した診療情報の発信及び受信
- 3 ニュース（電子掲示板・電子会議）を利用した情報の発信及び受信
- 4 Webページによる情報の発信及び受信を行えるものは、管理者およびIDを有するものとする。

(利用時間)

第9条 ネットワークの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対してネットワークを通じ、事前に通知をした上で運用を停止し、不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。また、VPN内に複数設置されるサーバ個別の利用時間に関しては、その管理責任者において定めるものとする。

(機能等の変更等)

第10条 ネットワークの良好な運用を維持するために必要な際には、ネットワークに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。

- 2 前項の規程により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨をネッ

トワークを通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他理事長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 ID番号、パスワードなど

(ID番号の利用者)

第11条 ID及びパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(ID番号等の管理等)

第12条 利用者は、ID番号及びパスワード(以下「ID番号等」という。)を適切に管理するとともに、当該ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

- 2 各施設の情報システムに登録されるパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとし、変更されない場合、または一定期間利用がない場合は、機能を一時停止するものとする。
- 3 ID番号等が前項の機能停止となった場合には、利用者マニュアルに定める手順で、利用再開を行うものとする。
- 4 登録医療機関の長は、所属するネットワーク利用者が本規程の利用者に該当しなくなったときは、すみやかにID番号等の取り消しを申請しなければならない。

第4章 会費

(会費)

第13条 一般社団法人としての事業、その他の事業を行うために、利用者から別に定める会費規則に定める会費を徴収するものとする。

第5章 機能の登録・削除

(Webページ等の登録等)

第14条 VPNネットワーク内にWebページ等を開設しようとするものは、Webページ登録申請書を地域包括ケア支援ICT委員会に提出し、登録しなければならない。

- 2 前項の規程により申請書が提出された場合、地域包括ケア支援ICT委員会は当該申請書の記載内容を審査し、適切と認めるときは、これを承認する。

(通信内容の削除)

第15条 通信内容について次の各号に該当する場合、内容を削除するものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 記載期限を経過した情報があるとき。

(3) 法令等の各条項に違反したとき。

(ID番号等の取り消し)

第16条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号等は取り消しをするものとする。

- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 法令等の各条項に違反したとき。
- (3) ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

第6章 その他

(地域包括ケア支援ICT委員会)

第17条 この規程によるネットワークの適正な運用の管理は、地域包括ケア支援ICT委員会（以下、「委員会」という）が行う。

2 委員会の運営は、別に定める地域包括ケアICT委員会規則による。

(掲載情報の取扱い)

第18条 協議会は、必要と認めた場合、ネットワーク上に掲載された著作権者の承諾を得て発行する冊子等に利用することができる。

(利用者規程の変更)

第19条 利用者規程の変更は理事会の決議を経て行う。

(事務局)

第20条 この規程に定める事務手続き等においては事務局においてその業務を行うものとする。

(その他必要事項)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事会が別に定める。

附 則 本規程は平成27年1月19日に理事会にて制定。

本規程は平成27年4月1日から適用する。

平成27年4月15日 一部改定。